

# 大阪芸術大学短期大学部学則

(昭和26年4月1日制定)

## 第1章 総 則

第1条 本大学は学校教育法に則り保育、デザイン美術、メディア・芸術に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職能教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

第1条の2 各学科の人材養成目的は次のとおりとする。

保育学科・通信教育部保育学科

愛をはぐくむ保育者の具体像として、実践力のある、課題解決能力を身につけた保育士及び幼稚園教諭の人材養成を教育目的とする。

メディア・芸術学科

社会に大きな影響力を持つメディアの世界において、さまざまな情報を発信できる人材養成を教育目的とする。

デザイン美術学科

時代の新しい変化に即した機敏な対応ができ、社会が要求する新しい知識や技術を高度に備えたクリエイターの人材養成を教育目的とする。

第2条 本大学は大阪芸術大学短期大学部と称する。

第3条 本大学は、教育研究水準の向上をはかり、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検及び評価に関する規程は、別に定める。

第3条の2 本大学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためにファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

第3条の3 本大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## 第2章 学科、修業年限及び通信教育部

第4条 本大学に次の学科を置く。

保 育 学 科  
デザイン美術学科  
メディア・芸術学科

第4条の2 本大学に通信教育部を置く。

第4条の3 通信教育部に次の学科を置く

保育学科  
幼稚園コース  
保育コース

2 通信教育部に関する規程は別に定める。

第5条 本大学各学科の修業年限は下記のとおりとする。

保 育 学 科	2 年
デザイン美術学科	2 年
メディア・芸術学科	2 年

第5条の2 通信教育部の修業年限は次のとおりとする。

保育学科	
幼稚園コース	2 年
保育コース	3 年

### 第3章 授業科目及び履修方法

第6条 本大学において開講する授業科目は、総合教育科目、専門教育科目を置く。

2 前項に定めるものの他、教育職員免許状を取得する者のため教職に関する科目を置く。

第7条 授業科目及び単位数は別表Iのとおりとする。

2 学生は他学科の専門教育科目を履修することができる。

第8条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習及び実技とし、単位の計算基準は次のとおりとする。

1. 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
2. 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず別に定める授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第8条の2 第8条の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 第8条の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業についても、同様とする。
- 3 第8条の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第8条の3 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

#### 第9条 (通学)

本大学を卒業するためには、保育学科、デザイン美術学科、メディア・芸術学科において2年以上在学し、別表Ⅱに定める履修方法に従い合計62単位以上を修得しなければならない。

但し、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第8条の2第1項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

#### (通信)

通信教育部を卒業するためには、保育学科幼稚園コースは2年以上、保育コースは3年以上在学し、別表Ⅱに定める履修方法に従い合計62単位以上を修得しなければならない。

第10条 保育学科及び通信教育部保育学科において教育職員免許状を取得しようとする者は前条別表Ⅱによるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修めなければならない。

- 2 保育学科及び通信教育部保育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、前条別表Ⅱによるほか、児童福祉法施行令及び同法施行規則に規定する単位を修めなければならない。
- 3 取得できる免許状の種類は別表Ⅲのとおりとする。

第11条 本大学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学、専門職短期大学又は大学との協議に基づき、学生が他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本大学におけ

る授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす授業科目及び単位については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 第1項の規定は、学生が、外国の短期大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。）又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第12条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により授業科目の履修とみなし、与える単位については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 前項により与えることができる単位数は、第11条により修得した単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第13条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 本大学は、学生が入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力（本大学において修得させることとしているものに限る）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、本大学における授業科目の履修とみなし、15単位を超えない範囲で、単位を与えることができる。
- 4 第1項の規定により修得したものとみなす授業科目及び単位並びに第2項及び第3項の規定により授業科目の履修とみなし、与える単位については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 5 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外については、第11条第1項及び前条第1項により本大学において修得したものとみなす単位と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第11条第3項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

#### 第4章 試験及び卒業

第 14 条 課程修了の認定は試験による。

第 15 条 試験は単位制試験とする。

第 16 条 試験の成績は 100 点をもって満点とし、60 点以上をもって合格とする。  
その評点は次のとおりとする。

成績評価点	成績評価
100 点～80 点	A
79 点～70 点	B
69 点～60 点	C
59 点以下	Dとして不合格とする

2 試験に関する規程は、別に定める。

第 17 条 第 9 条に定める要件を満たしたものは教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業の時期は、学年度末とする。但し、特別の事情がある場合には、学期末とすることができる。

3 第 1 項の定めにより卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

## 第 5 章 入学、在学、休学、退学、再入学、編入学、転学、留学、転学科

第 18 条 入学期は毎年学年始めとする。

第 19 条 第 1 年次に入学を許可する者は次の各号の一に該当し且つ入学試験に合格したものに限る。

1. 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
3. 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
4. 文部科学大臣の指定した者
5. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
6. 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者で 18 歳に達する者
7. 本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で入学時に 18 歳に達する者

第 2 0 条 試験は高等学校卒業程度により行う。

第 2 1 条 入学志願者は所定の書類に所定の検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

第 2 2 条 入学を許可された者は誓約書に第 4 0 条に定める入学金、第 3 7 条に定める授業料並びに施設設備費を添えて期日までに提出しなければならない。

2 正当な事由なくして前項の誓約書及び入学金、授業料並びに施設設備費を期日までに提出しない者に対しては入学の許可を取り消すことがある。

第 2 3 条 誓約書の保証人は 3 親等以内の親族である成年者又は独立の生計を営む成年者であって、確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

2 保証人は学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。

3 保証人は学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には大学と連携して、学生を保護する責任を負う。

4 本大学は学生の学籍異動に関する願出を行う時、本大学が定める様式により、特段の事情がない限り、保証人の連署を得て、本大学に提出させ、その許可状況について保証人に通知するものとする。

5 本大学は学生の情報について、特段の事情がない限り、保証人に通知するものとする。

6 証人が死亡し、又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

7 学生の不法行為等により、本学が被った不特定の損害について学生及び保証人に対して連帯して賠償義務を求めることができる。極度額は学費の未納の場合是在学年数の学費相当額、施設、備品及び機器の破損、及びその他の場合はその相当額を請求することができる。

第 2 4 条 入学を許可された者はその住所を入学後 2 週間以内に届出なければならない。

第 2 5 条 学生又は保証人が転籍、転居又は改名した時はその旨直ちに届出なければならない。

第 2 6 条 (通学)

在学期間は、4 年を超えることはできない。

(通信)

在学期間は、4 年を超えることはできない。但し、保育学科保育コースはその期間を 6 年とする。

- 第 27 条 疾病その他止むを得ない事由により 3 ヶ月以上授業に出席できない者は、医師の診断書又は詳細に事由を具した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 第 28 条 休学の期間は 1 年を越えることができない。但し特別の事由がある時には学長の許可を得て休学することができる。休学の期間は第 26 条の在学期間に算入しない。
- 第 29 条 疾病その他止むを得ない事由により退学しようとする時は、その理由を具し保証人連署の上、退学願を提出し学長の許可を得なければならない。
- 第 30 条 一旦退学した者で再入学を希望する者は、保証人の連署の上、再入学願を提出し、教授会に報告の上、学長が原級以下に再入学を許可することができる。
- 2 再入学に関するその他の規程は、別に定める。
- 第 31 条 本大学で他の大学に転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。許可なくして転学を試みたものに対しては退学を命ずることがある。
- 第 32 条 本大学に編入学又は転学を希望する者がある時は、欠員のある場合に限り教授会の議を経て、学長が編入学又は転学を許可することができる。
- 第 33 条 編入学を許可する者は次の各号の一に該当し且つ編入学試験に合格したものに限る。
- (1) 大学又は短期大学及び高等専門学校を卒業した者
  - (2) 大学又は短期大学に 1 年以上在学し、30 単位以上を修得している者
  - (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（但し、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る）
- 2 他の大学から本大学に転学を希望する者は、当該学長の承諾書を転学願書に添えて願出なければならない。
- 第 34 条 前条により編入学又は転学した者の在学年数並びに単位数については、元の大学の在学年数、単位数の全部又は一部を算入することができる。
- 第 35 条 他の大学から本大学に編入学又は転学を希望する者には第 21 条、第 22 条の規定を準用する。
- 2 所属する学科から他の学科に転学科を願い出た者については、選考のうえ、これを許可することがある。転学科に関するその他の規程は、別に定める。

- 第36条 外国の大学またはこれに相当する高等教育機関に留学を希望する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が留学を許可することができる。
- 2 前項により留学した期間は、学則第5条の修業年限に算入することができる。
  - 3 留学に関する規程は、別に定める。

#### 第6章 授業料、入学金、入学検定料

第37条 授業料並びに施設設備費は次のとおりとする。

	授 業 料	施 設 設 備 費
保 育 学 科	年 額 700,000円	300,000円
デザイン美術学科	年 額 720,000円	360,000円
メディア・芸術学科	年 額 720,000円	360,000円

上記の授業料並びに施設設備費は、学年の始め及び後半期の始めの各指定の期日までに納入しなければならない。

- 2 前項の納入期日は、その都度これを指定する。
- 3 修業年限を越えて在籍する卒業見込みの留年者については、履修登録単位数1単位につき30,000円を納入しなければならない。ただし、入学年度の授業料と施設設備費の年額合計金額を上限とする。

第38条 退学し又は退学を命ぜられた者及び停学中の者も、その学期分の授業料並びに施設設備費を納入しなければならない。

- 2 所定の期間中に休学手続を行い、休学を許可された者は、在籍料を納入しなければならない。  
休学中の在籍料は学期につき30,000円とする。

第39条 授業料並びに施設設備費をその指定の期日以内に納入しない者に対しては、本人及びその保証人に催告し滞納2週間に及ぶ者は登学禁止、受験停止等の処分を行い、更になお納付を怠るときは除籍する。

第40条 入学金は次のとおりとする。

保 育 学 科	250,000円
デザイン美術学科	320,000円
メディア・芸術学科	320,000円

第41条 入学検定料は次のとおりとする。

本大学の入学検定料は、一学科30,000円とする。

但し、大学入学共通テスト利用入学試験については一学科10,000円とし、他学科を併願する場合、一学科につき5,000円を加えた金額とする。



第42条 既納の授業料、入学金、入学検定料その他の学費はその理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

第43条 授業料、入学金、入学検定料その他の学費は経済情勢の変動により変更することがある。

2 授業料、入学金、入学検定料その他の学費に関するその他の規程は別に定める。

## 第7章 教職員組織

第44条 本大学に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属する教職員を統督する。

2 必要がある場合は学長補佐を置くことができる。

第45条 削除

第46条 本大学に教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

第47条 教授、准教授、講師及び助教は各自の研究及び教授の任に当たり、助手は教授の指導の下に勤務する。

第48条 事務組織は事務職員によるを原則とするが、その事務の性質上、教授、准教授をこれに参画させることがある。

## 第8章 教授会

第49条 本大学に教授会を設置する。教授会は学長、学長補佐及び専任教授を以ってこれを組織する。

学長は教授会を招集し、その議長となる。

第50条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会運営に関する規程は別に定める。

第51条 学長は必要と認めるときは、准教授又は講師を教授会の審議に参加させることがある。

## 第9章 学生定員

第52条 本大学の入学定員及び収容定員を次の如く定める。

	入学定員	収容定員
保 育 学 科	100名	200名
デザイン美術学科	160名	320名
メディア・芸術学科	160名	320名

第52条の2 通信教育部の入学定員、編入学定員及び収容定員を次の如く定める。

	入学定員	編入学定員	収容定員
保 育 学 科			
幼稚園コース	250名	50名	550名
保 育コース	250名	50名	850名

## 第10章 図書館

第53条 本大学に図書館を設け広く内外の図書を蒐集し、大学教職員並びに学生の自由研究に資する。

2 図書館利用に関しては、別に定める規定による。

## 第11章 委託生、科目等履修生、特別聴講学生、外国学生

第54条 官庁又は外国政府の委託生については、別に定めるところによる。

第55条 本大学の授業科目の一部の履修を希望するものがあるときは、教授会の議を経て学長が科目等履修生としてこれを許可することができる。

第56条 科目等履修生で当該授業科目の試験に合格した者にはその科目の単位を授与する。

第57条 前2条に定めた外、科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第58条 短期大学設置基準第17条第1項に基づき、他の短期大学の学生が、本大学の授業科目の一部の履修を希望するものがあるときは、教授会の議を経て学長が特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 特別聴講学生で当該授業科目の試験に合格した者にはその科目の単位を授与する。

3 前2項に定めた外、特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

第59条 外国人で本大学に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

第60条 学生、科目等履修生又は委託生に関する規定はこれを外国学生に準用する。

## 第12章 公開講座

第61条 公開講座については別にこれを定める。

## 第13章 学年、学期及び休業日

第62条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第63条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日より9月30日まで

後学期 10月1日より翌年3月31日まで

第64条 本大学の休業日を次のとおり定める。

1. 日曜日
  2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  3. 本大学創立記念日（10月15日）
  4. 創設者塚本英世記念日（6月21日）
  5. 春季休業、夏季休業、冬季休業は学年暦により別に定める。
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
  - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第14章 厚生保健施設

第65条 本大学に保健室を設け、学生などの心身の健康管理に当たる。

## 第15章 賞 罰

第66条 学生中よくその本分を全うし学生の模範とするに足る者はこれを表彰する。

第67条 本大学の学則に違反し又は学生の本分にもとる行為のあった者はその軽重に従い、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。懲戒はこれを分けて譴責、停学又は退学とする。

- 2 懲戒に関する規程は、別に定める。

第 6 8 条 前条の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

1. 性行不良にして改善の見込みがないと認められた者
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
3. 正当な理由がなくて出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

附 則

本学則は、昭和 2 6 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 2 9 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 2 9 年 8 月 1 5 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 3 0 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 3 0 年 9 月 1 0 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 3 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 3 6 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 3 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 3 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 4 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 6 0 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日からこれを施行する。但し、昭和62年度におけるデザイン美術科の総定員は第48条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

デザイン美術科 90名

保育科第2部の総定員は第48条の規定にかかわらず、昭和62年度100名、昭和63年度80名とする。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日からこれを施行する。但し、平成元年度における広報科の総定員は第48条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

広報科 120名

附 則

本学則は、平成2年4月1日からこれを施行する。但し、第48条に規定する商業科の学生定員は、平成11年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成2年度		平成3～10年度		平成11年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
学部・学科等	人	人	人	人	人	人
商業科	80	120	80	160	40	120

附 則

本学則は、平成3年4月1日からこれを施行する。但し、第48条に規定する英語科、デザイン美術科、広報科の学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成3年度		平成4～11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
学部・学科等	人	人	人	人	人	人
英語科	160	240	160	320	80	240
デザイン美術科	120	180	120	240	60	180
広報科	160	240	160	320	80	240

附 則

本学則は、平成4年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日からこれを施行する。

- 1 本学則の第6条、第9条については平成5年度入学生より適用する。
- 2 第32条に定める授業料については平成5年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成7年9月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日からこれを施行する。

- 1 本学則の第33条に定める授業料並びに施設設備費については平成8年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成9年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日からこれを施行する。但し、第51条に規定する商業科の学生定員は、平成11年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学部・ 学科等	平成2年度		平成3～10年度	
	入学定員 人	総定員 人	入学定員 人	総定員 人
商業科	80	120	80	160

第8条に定める単位の計算基準については、平成11年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日からこれを施行する。但し、第52条に規定する英米文化学科、デザイン美術学科、広報学科、商業学科の学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学部・学科 等	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人
英米文化学科	144	304	128	272	112	240	96	208	80	176	80	160
デザイン美術学科	120	240	120	240	120	240	120	240	120	240	120	240
広報学科	154	314	148	302	142	290	136	278	130	266	130	260
商業学科	76	156	72	148	68	140	64	132	60	124	60	120

附 則

本学則は、平成12年12月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日からこれを施行する。

- 1 第52条に規定する英米文化学科、保育学科第1部の学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学部・学科 等	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人
英米文化学科	92	220	76	168	60	136	60	120
保育学科第1部	60	100	60	120	60	120	60	120

- 2 本学則の第7条、第9条、第10条第1項及び第10条第2項については平成14年度入学生より適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成15年4月1日からこれを施行する。
- 2 この学則の改定に伴い大阪芸術大学短期大学部専攻科規程（昭和37年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

本学則は、平成15年6月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日からこれを施行する。

- 1 第52条に規定する英米文化学科、保育学科第1部、広報学科の学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成16年度		平成17年度	
	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人
英米文化学科	50	126	50	100
保育学科第1部	100	160	100	200
広報学科	100	236	100	200

附 則

本学則は、平成17年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成18年3月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日からこれを施行する。

ただし、第38条第2項は平成19年4月1日以降の休学者に適用する。

附 則

本学則は、平成19年9月1日からこれを施行する。

ただし、第37条第3項は平成19年4月1日以降の在学生より適用する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日からこれを施行する。

- 1 第52条に規定する英米文化学科、デザイン美術学科、広報学科、経営デザイン学科の学生定員は、平成21年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成20年度		平成21年度	
	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人
英米文化学科	40	90	40	80
デザイン美術学科	140	260	140	280
広報学科	120	220	120	240
経営デザイン学科	30	90	30	60

附 則

本学則は、平成20年8月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日からこれを施行する。

- 1 第52条に規定するデザイン美術学科、メディア・芸術学科の学生定員は、平成24年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成22年度		平成23年度	
	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人
デザイン美術学科	160	300	160	320
メディア・芸術学科	130	250	130	260

附 則

本学則は、平成24年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日からこれを施行する。

- 1 第52条に規定するメディア・芸術学科の学生定員は、平成26年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成25年度		平成26年度	
	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人
メディア・芸術学科	160	290	160	320

附 則

本学則は、平成26年4月1日からこれを施行する。

- 1 第52条に規定する通信教育部の学生定員は、平成26年度から平成28年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成26年度			平成27年度			平成28年度			
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	
保育学科	幼稚園コース	250	50	600	250	50	550	250	50	550
	保育コース	250	50	1900	250	50	1200	250	50	850
デザイン美術学科	150		300	150		300	150		300	

附 則

本学則は、平成27年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日からこれを施行する。



1 但し、第52条に規定する学生定員は、平成31年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成30年度		平成31年度	
	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人
英米文化学科	0	40	0	0

2 但し、第52条の2に規定する学生定員は、平成31年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成30年度		平成31年度	
	入学定員 人	収容定員 人	入学定員 人	収容定員 人
デザイン美術学科	0	150	0	0

附 則

本学則は、平成31年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、令和2年4月1日からこれを施行する。

1 本学則第37条第1項に規定する授業料については、令和2年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、令和3年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、令和4年4月1日からこれを施行する。